

# 多摩川衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和2年8月28日

多摩川衛生組合

多摩川衛生組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条に基づき、多摩川衛生組合が策定する特定事業主行動計画です。

## 1 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

## 2 本計画の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に本計画を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等については、管理職全員で協議を行うものとします。

## 3 本計画の数値目標

課題分析の結果、次のとおり目標を設定します。

### 目標1

全職員が年次有給休暇を年6日以上取得するとともに、職員一人当たりの年次有給休暇の取得日数を年15日以上とする。

### 目標2

男性職員の出産支援休暇・育児参加休暇の取得率を100%にするとともに、一人当たりの取得日数を5日以上とする。

### 目標3

計画期間内に職員の採用を行う場合においては、女性の職員採用試験の応募者数が1名以上となるよう取り組む。

#### 4 目標達成のための取組

数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

##### 取組 1

性別に関わりなく、職員が各種休暇等を適切に活用することを通じて、仕事と家庭生活の調和を図り、子育て等のための時間の確保ができるようにするため、所属長は職員に対して年次有給休暇取得の声掛けをしたり、所属長自らが年次有給休暇を積極的に取得するなど、年次有給休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりを醸成するとともに、定期的に年次有給休暇の取得状況を確認し、取得状況が低調な職員に対し取得計画を確認するなど、年次有給休暇の取得の推進を行います。

##### 取組 2

出産を控えているすべての職員に対し、所属長による面談を通じ、休暇等の制度を周知するとともに、活用の推進を図ります。また、所属長は、職員が出産にかかる休暇を取得する場合には、業務が集中しないよう組織体制を見直すなど、休暇を取得しやすい職場づくりに努めます。

##### 取組 3

今回の職員採用試験の実施時には、子育て支援制度の紹介等、女性が働きやすい職場であることを組合ホームページ等で周知するなど、女性が応募しやすい環境を整えます。